

## 三君に仕える！

元号が変わった。(古風な表現だが)昭和、平成、令和と「三君に仕えた」ことになる。平和な時代に生きていることは幸運だと思う。戦いのある時代なら、(生来)動きの鈍い私は、(若くして)戦場の露と消えていただろう。(因みに)妻の両親は大正生まれ。「四君に仕えた」ことになる。



(竹内)

## 事前確定届出給与を支給しなかった場合の取り扱い

事前確定届出給与とは、役員の職務に対し、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与(定期同額給与及び利益連動給与を除く)で、一定の届出期日までに、所定の事項を記載した書類を所轄税務署長に事前に届け出ている給与をいいます。

法人税法上、役員給与は原則として損金不算入の扱いとなりますが、一定の条件を満たした定期同額給与・利益連動給与のほか、この事前確定届出給与も損金算入が認められており、例えば、役員に対する賞与や非常勤役員に対する年払いの報酬等の支給が必要な場合に利用されます。

この事前確定届出給与は、支給時期・支給金額を事前に届け出すことによって例外的に損金算入が認められるものであり、届出内容と異なる支給をした場合には、その支給額の全額が原則損金不算入となります。

この点、何らかの都合で、実際の支給額をゼロとした場合においては、損金不算入とする支給額がそもそもないことから、法人税における課税は生じません。

また、複数の役員に事前確定届出給与を支給している場合で、一部の役員の支給をゼロとした場合であっても、損金算入されるかどうかは個々の役員毎に判定するとされていることから、届出通り支給した役員給与は損金算入されます。

こうしたことから、同族会社役員のそれぞれについて、一旦、事前届出をしておき、会社の利益の状況に応じ、ゼロ支給とする役員を決定するといった手法が考えられます。しかしながら、こうした利益操作的な支給・不支給を繰り返していた場合、後の税務調査において「届出に反して、そもそも事前に支給が確定していない」と認定され、他の役員に支給した事前確定届出給与も否認される可能性が高いと思われます。

(大寺)

## 5月の税務

- 5月10日
  - 1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
  - 2 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
  - 3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知  
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
  - 4 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  - 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  - 7 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
  - 8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
  - 9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税>
  - 10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
  - 11 自動車税の納付 賦課期日…4月1日
  - 12 鉦区税の納付 賦課期日…4月1日

## 5月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満・請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届  
労災年金受給権者(1月～6月誕生月の者)定期報告(労働基準監督署)

※ 児童福祉週間(5日～11日)

# 2019年度労働保険の年度更新について

労働保険の年度更新を行う時期になりました。

「労働保険概算・確定保険料申告書」が労働局より送付されますので、2019年6月3日(月)から2019年7月10日(水)までに申告・納付を行ってください。

労災保険率・雇用保険率及び一般拠出金率については、2018年度から変更はありません。申告書の発送は、5月末頃の予定です。

保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の被保険者(2019年度については、昭和30年4月1日以前に生まれた方)は、雇用保険料が被保険者負担分および事業主負担分ともに免除されます。

ただし、2017年1月1日以降65歳以上の労働者についても雇用保険が適用されることとなったことにより、保険料免除は2019年度分までとなっております。

※事務組合(徳島県労務能率協会)にご加入いただいている事業主様は、当事務組合が事業主様に代わって年度更新の手続きを行います。

(岩佐)

## 建設係

### □ 経営規模等評価申請受付開始 □

2019年度経営規模等評価申請の審査日予約の受付が5月7日(火)から開始されます。3月決算までの日程は以下のとおりです。

決算月	予約受付期限	審査予定日	前期決算経審有効期間
2018年10月	2019年5月13日	2019年5月下旬	2019年5月
2018年11月	2019年5月16日		2019年6月
2018年12月	2019年5月23日	2019年6月上旬	2019年7月
2019年1月	2019年6月20日	2019年7月上旬	2019年8月
2019年2月	2019年6月27日	2019年7月中旬	2019年9月
2019年3月	2019年7月11日	2019年7月下旬	2019年10月

ただし、新規設立業者で決算期が未到来の場合は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日が審査基準日となります。

前期決算の経審の有効期間(審査基準日の1年7ヶ月)内に、今期決算の経審が終了しなければ公共事業を請け負うことができなくなりますので、早めの予約・準備をお願いします。

(岸上)

## リスマネ委員会

### □ 死亡保険 - 保険の種類② - □

前号でご案内させていただきました死亡保険の種類をグラフでイメージしました。

家族構成、貯蓄の状況により各人必要な期間も違ってきます。

万が一に備える死亡保険 どのくらいの期間必要なのか検討しましょう。



死亡保険種類	保障のイメージ図	保障期間	特徴
①定期死亡保険		一定期間保障	掛金は抑えられるが設定年齢で保障は無くなる。
②終身死亡保険		生涯保障期間	掛金が定期に比べ高くなるが保障は生涯続く。
③定期保険特約付終身死亡保険		一定期間保障 + 生涯保障期間	①+②の組み合わせ。一定期間手厚い保障。一部途中で保障が終わる。
④収入保障保険		一定期間保障、 分割受取	掛け金は①より抑えられるが、受取金額が徐々に減少していく。

次号では ①の定期死亡保険について説明いたします。

(さくらビジネス)

## 会計制度

### □ 収益認識に関する会計基準⑨ 履行義務の充足時における収益の認識 □

今回は、収益認識の5つ目の要件として、履行義務の充足時における収益の認識について解説いたします。

前回までのステップで、収益の識別単位ごとにかかる収益を認識すべきかが計算できました。そして、今回解説する5つ目のステップでは、収益を「いつ」認識するかを決定することとなります。この点について基準を要約すると、顧客に資産（財またはサービスのこと）を移転して、履行義務を充足したときあるいは充足するにつれて、収益を認識します（基準 35）。

そうすると、通常は顧客に資産を渡すか、サービスを提供したときに収益を認識することとなり、今までとあまり変わるところは無いということになるのですが、履行義務を充足するにつれて収益を認識するようなケースでは、その要件が以下のように具体的に定められ、この要件のいずれかを満たす場合のみ、一定の期間にわたり収益を認識します（基準 38）。



- (1) 企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すること
  - ・清掃サービス、輸送サービス、経理事務請負サービスなど
- (2) 企業が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配すること
  - ・顧客の土地の上に建設する建物建築工事契約など
- (3) 次の要件のいずれも満たすこと
  - ① 企業が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること
  - ② 企業が顧客との契約における義務を履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していること
    - ・コンサルティングサービス、ソフトウェア製作、(2)に該当しない建物建築工事契約など

したがって、今後は上記要件に当てはまらない取引、例えば割賦販売時の回収基準等による収益認識は、会計上認められなくなります（税務上も、経過措置が講じられた上で廃止されます）。

(孝志洋)

## 法務係

### □ みなし解散 □

全国の法務局では、平成26年度より毎年、休眠会社(※1)・休眠一般法人(※2)の整理作業を行っています。その方法は、まず法務大臣による『休眠会社又は休眠一般法人は、2ヶ月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、登記もされないときは、解散したものとみなされる』との内容の官報公告が行われ、対象となる会社等に対して管轄の登記所より通知が発送されます。なお、登記所からの通知が何らかの理由で届かない場合であっても、所定の期間が経過すると法務局登記官により職権で解散登記が実行されます。これを「**みなし解散**」といいます。

みなし解散登記後に所定の手続きをせず3年経過すると、清算事務以外の登記は出来なくなり、更に10年経過すると登記記録が閉鎖され、法人の印鑑証明を取得する事が出来なくなります。

「会社は営業しているのに、登記上会社は解散している」という事態にならないように登記は必ず行いましょう。

- ※1 最後の登記から12年を経過している株式会社  
(会社法第472条の休眠会社。特例有限会社は含まれません。)
- ※2 最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人  
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条の休眠一般社団法人又は第203条の休眠一般財団法人。公益社団法人又は公益財団法人を含みます。)



(田中)

## 資産税係

### □ 相続の承認又は放棄の期間の伸長 □

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

- ① 単純承認… 相続人が被相続人(亡くなった方)の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐという方法。
- ② 相続放棄… 被相続人のプラスの財産よりも、明らかにマイナス分が多いと判断できる場合に、相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がないという方法。
- ③ 限定承認… 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐという方法。

単純承認、限定承認又は相続放棄するかの判断は、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月の熟慮期間内に行わなければなりません。もっとも、この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれをするかを決定できない場合には、期限内に家庭裁判所に申立てをすることにより、この3ヶ月の熟慮期間を伸長することができます。

相続開始後3ヶ月以内に上記の手続きを行わなければ、自動的に単純承認した事になります。また、相続財産を一部でも処分した場合なども単純承認したとされてしまいますので注意が必要です。

(坂田)

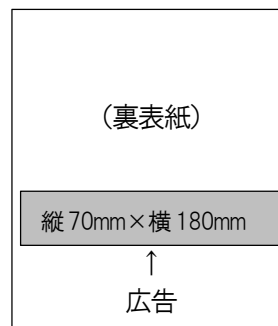


## 「さくら通信」 広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。  
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。  
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

### ★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り(色は月により変化)
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪  
よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181